

第十五回 参議院厚生委員会會議録第十一号

昭和二十七年十二月十八日(木曜日)午前十時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤森 眞治君
理事 大谷 豊潤君
藤原 道子君
堂森 芳夫君

委員

草葉 隆圓君
小杉 繁安君
長島 銀藏君
井上 なつゑ君
常岡 一郎君
河崎 ナツ君
山下 義信君
谷口 彌三郎君
深川 タマエ君

衆議院議員

地方行政委員長

政府委員

事務局側

厚生政務次官 越智 茂君
厚生省児童局長 高田 正巳君
厚生省保険局長 久下 勝次君
常任委員 草間 弘司君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君

本日の會議に付した事件
○小委員長の報告
○未帰還者留守家族の國家補償に關す

第八部 厚生委員会會議録第十一号 昭和二十七年十二月十八日【参議院】

る請願(第五九九号)(第六三〇号)

○第六三一号(第六三二号)(第六三三
号)(第六六二二号)(第六六三三三
六六七号)(第六六九号)(第六九二
号)(第七二六号)(第八一三三三)(第八
四三三三)(第六七八号)

○元滿洲開拓者遺族等援護に關する請
願(第七二四号)(第七二七号)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部
改正に關する請願(第三二〇号)

○戦犯刑死者遺族の援護に關する請願
(第二七一五号)

○遺族補償に關する請願(第三〇五号)
(第三三五五号)

○未復員者給与法適用者に対する生
活扶助料支給の請願(第三九三三三)
(第四六六六号)

○傷い軍人の國家補償に關する請願
(第六四五五号)

○戦没者遺族の年金支給等に關する請
願(第九五一五号)

○戦傷病者援護に關する請願(第七七
八号)

○生活保護法適用者に対する遺族年金
等の取扱に關する請願(第九二五五号)

○戦没者遺族の年金等支給促進に關す
る請願(第八九七五号)

○元滿洲等の開拓団員犠牲者遺族援護
に關する陳情(第一七四四号)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法改正等
に關する陳情(第九五五号)

○第十東予九の死没復員軍人遺族援護
に關する陳情(第二二六六号)

○戦傷病者戦没者遺族等援護年金お
よび弔慰金に關する陳情(第二〇八

号)

○戦傷病者の更生援護に關する陳情
(第二二二五号)

○戦争犠牲者遺族の援護強化に關する
陳情(第二二四四号)

○戦犯刑死者遺族の援護強化に關する
陳情(第二二五五号)

○元滿洲開拓者遺族等援護に關する陳
情(第二二五六号)

○元軍人老齡者等に年末特別給付増額
の請願(第五九〇号)

○遺族補償に關する陳情(第六六六号)
(第二二二五号)

○母子福祉資金の貸付等に關する法律
案(衆議院提出)

○船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤森眞治君) 只今から委員
会を開きます。先ず遺族援護に關する
小委員長の報告をお願いいたします。

○草葉隆圓君 遺族援護に關します小
委員会における請願陳情の審査の結果
について御報告申し上げます。

小委員会に付議されました請願二十
九件及び陳情十件のうち、請願五百九
十九、六百三十三、六百三十一、六百三
十二、六百三十三、六百六十二、六百
六十三、六百六十七、六百七十九、六
百九十二、七百二十六、七百二十四、三
七百二十七、三百二十、二百七十一、三
百九十三、四百六十六、六百四十五、
九百五十一、八百十三、八百四十三、
七百七十八、九百二十五、八百九十
七、六百七十八、以上二十五件及び陳

情百七十四、九十五、百二十六、二百
八、二百十二、二百五十四、二百五十
五、二百五十六、百七十一、以上九件
は願意妥當なものとして認めまして採択
いたし、内閣に送付を要すべきものと決
定いたしました。又請願三百五、三百
五十五、五百九十、以上の三件と陳情
六十六、百二十五、以上二件につきま
しては、内容が研究を要する点があり
ますので、一応保留をいたすことに
決定いたしました次第でございます。

以上御報告を申し上げます。

○委員長(藤森眞治君) 只今の遺族援
護に關する小委員長報告通り決定する
ことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(藤森眞治君) 次に母子福祉
資金の貸付等に關する法律案、衆議院
提出を議題といたします。先ず提案理
由の説明を提案者のほうからお願いい
たします。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今提案
になりました母子福祉資金の貸付等に
關する法律案につきまして、提案の理
由を御説明申し上げます。

御承知のように、配偶者のない女
子、なかんずく子供を抱えた母親が独
力で生活して参りますには、経済的に
も精神的にも、幾多の困難が伴いがち
であることは申すまでもないのでござ
います。これらの母子世帯に温かい保
護の手を差し延べることは、その母親

の自立の上からも、又その家庭に育て
られている児童の福祉の上からも緊急
な問題でございます。因や地方公共
団体はその責任上一日もゆるがせにす
ることのできない事項であると存する
次第であります。

然るに、これらの母子世帯に対する
従来の施策といたしましては、戦前
は、母子保護法によつて十三歳未満の
子を有する母子世帯に対する生活費の
支給等の保護がなされて来たものであ
りますが、昭和二十二年生活保護法の制
定に伴い、母子保護法も同法に引き継
がれて、国民平等の原則の下に、母子
に対する福祉の諸施策等も又主として
行われることとなり、その及ばざる部分
は児童福祉法による母子寮、保育所等
の活用、軍人、軍属の遺家族である母
子に対する戦傷病者戦没者遺族等援
護法による措置、その他税制上の配慮
等々によつて僅かに糊塗されておる実
情なのであります。第二次大戦に直
接、間接に起因して激増した母子世帯
は、戦後の特異な社会経済事情に影響
されて、一般的にその生活はますます
困難を極めておるのであります。折
角、独立歩歩の生活意欲に燃えながら
も、事業の開始、児童の就学等につい
て資金融通の途がないため、生活内容
の改善、向上を図るにすべなく、やがて
は生活保護の該當者に墮落の一步手前
と申すような不安な境遇にさらされて
いるものは頗る多い実情でございます
。最近の調査によりましては母が生

計の中心となつてゐる母子世帯のうち、生活保護法による保護を受けてゐるものは全体の二八%を占め、その他の世帯につきましても、生活に余裕ありと認められるものは総数の僅かに四%に過ぎず、その他はすべて生活に余裕がないとか、或は辛うじて生活しているといった窮状を訴へてゐるのでございます。

これらの母子世帯に対し、国と地方公共団体との責任において、生業資金、修学資金その他の必要な資金を極めて低利に、その実情に即して貸し付けること等の施策によつて母子世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、母子の福祉の増進を期することは正に喫緊の要務と申さなければならんと存するのでございます。

以上が本法律案提出の理由でございます。
次にこの法律案の太要につきまして
御説明申し上げます。

第一に対象の点でありますが、この法律による援護を受ける対象は配偶者と死別した女子で現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる事情にある女子であつて、しかも現に二十歳未満の児童を扶養している者であります。

第二に資金貸付制度の内容につきま
して申し上げますれば、次の七種類の資
金をそれ／＼一定の限度をもつて貸付
けようとするものであります。即ち、
事業を開始するに必要な生業資金の貸
付は五万円以内、就職に際し必要な支
度資金の貸付は一万五千円以内、事業
を開始するために知識技能を習得する
のに必要な技能習得資金の貸付は月額
千五百円以内、右の技能習得資金の貸

付を受けている期間中の生活を維持するのに必要な生活資金の貸付は、その期間中本人につき月額千円以内及びその児童一人につき月額五百円以内、事業を継続するのに必要な事業継続資金の貸付は一回につき三万円以内としたし、又児童を就学させるのに必要な修学資金の貸付は高等学校月額五百円以内、大学又は医師実施修練月額二千元以内、児童が事業を開始するために知識技能を習得させるのに必要な修業資金の貸付は月額千五百円以内としたしておるのであります。これらの貸付金は、それ／＼一定の据置期間中は無利子とし、その後は年三分の利息を附し、所定の期間内に貸付金の償還をさせることにいたしておるのであります。

第三に、貸付業務の実施機關は都道府県とし、都道府県が貸付金の貸付を行ふについては、特別会計を設けることとしたしておるのでありますが、これら貸付金に対する財源措置として、は、国は、都道府県がこの特別会計に繰り入れる金額と同額の金額を、無利子で、都道府県に貸し付けることとしたのであります。

第四に、都道府県に母子相談員を置くこととしたのであります。が、貸付金制度の利用その他母子世帯に派生するもの／＼の問題について身上相談に応じ、その精神的支柱となつてその自立に必要な指導等に当らせることとしたい。困窮したそうとするものであります。困窮は、この母子相談員に要する経費の二分の一を負担することにしたしております。

第五に、母子世帯の職場開拓を促進いたすこととし、国、地方公共団体の

設けた公共的施設の管理者に対しては、母子世帯からの申請があつた場合、その更生の場として物品販売のための売店又は理容所、美容所等の提供に努力させるようにいたしておるのであります。又日本専売公社に対しては、これらの母子世帯を製造たばこの小売人に指定するについて、特に努力するようにに規定を設けておる次第であります。

以上がこの法律案の太要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(藤森眞治君) 本案につきましてはの御質疑をお願いいたします。

○山下義信君 本案は衆議院の回付案でありまして、当院からも又同様の議員提出案が出てゐるわけであります。が、本日は衆議院回付案につきまして御審議相成るようでございますので、大体同一の内容のものが両院から出ておりまして、すでに周知のごとく、事前におきまして両院で御相談を申上げましたことでございますから、御質疑を申上げるといふことも実は異なることとでございますが、事前におきまする打合会是一部のかたゝの打合会でもございましたし、又この機会におきまして、いろいろ法律の上に出ていないこと等につきましても、十分立意意思を明らかにいたしておきたいと存じますので、そういう趣旨におきまして、提案者と若干の質疑応答を試みておきたいと存するのであります。

先ず質疑をいたします前に、衆議院側におかれましては、この母子世帯に對しまするこの種立法につきましては從來から非常に御尽力を頂きましたこと

以上がこの法律案の大要であります
が、何とぞ慎重御審議の上、速やかに
御可決あらんことを切望する次第であ
ります。

○委員長(藤森眞治君) 本案につきま
しての御質疑をお願いいたします。

○山下義信君 本案は衆議院の回付案でありまして、当院からも又同様の議

員提出案が出てゐるわけでありまして、本日、衆議院、回付案につきまして御審議相成るようでございますので、大体同一の内容のものが両院から出ておりまして、すでに周知のごとく、事前におきまして両院で御相談を申上げましたことでございますから、御質疑を申上げるといふことも実は異なることとでございますが、事前におきまする

打合会は一部のかた／＼の打合会でもございましたし、又この機会におきまして、いろ／＼法律の上に出ていないこと等につきましても、十分立法意恩を明らかにいたしておきたいと存じますので、そういう趣旨におきまして、提案者と若干の質疑応答を試みておきたいと存するのであります。

先ず質疑をいたします前に、衆議院側におかれましては、この母子世帯に対しますこの種立法につきまして従来から非常に御尽力を頂きましたこ

とにつきましては、私どもその御苦勞に對しまして多としますのでございまして、特に本日提案理由の説明に御出席になりました青柳委員に對しましては特段の敬意を表するものであります。第一に伺いたいと思ひますこと

は、この法律案の性格であります。これはどういう法律案の性格と心得てよろしいのでありますうか。これは即ち一つの社会福祉法であるとするべきでありますうか。或いは又単にとは申しませんが、一つの庶民金融の一種を立法したものである、こういうふうに見るべきでありますうか。大体この法律案のすわりというものが、性格が、どこに本来の面目があるか。従

来御承知のごとく社会福祉立法といひましては、現在ありますもの、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、社会福祉法といひましては、これは社会福祉法といたしましてはまあ三大法律でありますが、それと類を同じくする福祉立法であるという考え方を持つべきであるか。ややそれとは性格を異にいたしまして、期する目的は同じであるが、当面この法律の持つてゐる性格は一つの金融、特殊の人々に対する金融措置の法律であ

る、こう見るべきであるかという点につきまして提案者の見解を一つ明らかにしておいて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 御質問にお答えいたします前に、母子福祉についての法律につきまして、参議院におかれましても当厚生委員会におきまして長い期間に亘つて非常に慎重なる御検討を頂きまして、而も立派な御成案を得られました点につきましては、我々この法律の立案者といつたしましては多大なる敬意を表する次第でございます。

只今御質問の点でございますが、私どもの気持といたしましては、これもでき得るだけ速やかに母子福祉対策、いわゆるまあ山下先生の言われた母子福祉に関する社会福祉立法を持ちたいという存念に燃えておるものでございます。従いまして我々としても、この法律を出しますものでは、全般の母子福祉に関する社会福祉立法をいたしたいつもりでおつたのでございます。ところが時日が切迫いたしました、来年度の予算におきましてでき得るだけ具体的にこの母子福祉対策の一步と申しますか、巨歩を進めてみたいという気持でありまして、御指摘のように貸付金の制度を主としたような法案に相成つてしまつたのでありますが、これは今も申上げましたように、母子福祉対策に関する社会福祉立法の一環として、先ずこれから始めようという考えでございます。御了承をお願いいたしたいと思ひます。

○山下義信君　私はこの福祉立法といたしましては、提案者が只今仰せになりましたように非常に不完全なものである、福祉法とは言い得られないと思うのであります。将来を期するという事でございますから多くは申上げません。それで一つのまあ貸付法になつてゐるわけでありますが、そこでそういう目的で貸付をするをいたしまして、その貸付の機関に都道府県を貸付機関に選びましたということは、何らかの意図がなくてはならぬのであります。それで私が伺いたいと思ひますのは、この種の貸付をいたしますために、従来ありますところの貸付機関、例えば国民金融公庫というがごと

き機關を使うということにおいてどう
いう弊害があるか。それから第二点と
いたしましては、特にこの目的のみに
限つた特別の貸付機關をなす作らな
つたかという点、それから第三点とい
たしましては即ち前提に申上げまし
た、なぜ都道府県を貸付機關に使つ
たかということ、これには目的がなく
はならん。普通の金融機關を使わな
いで或いは民間のそういったものを或
いは特別のものを作らないで、地方の行
政機關を使うということには何かそこ
に考えがなくてはならん、私はそう思
いますので、この都道府県を貸付機關
にされた意図が奈辺にあるか、又
そうすることによつてどういう特徴が
あるかということにつきまして承わり
たいと思います。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今山下
先生御指摘の点も十分論議の点にな
る存することでございます。資金を貸
付けまして、その回収を確実にする
というふうなことになるかと、それ
ぞれその専門もございまして、国民金融
公庫を使うのも立派な方法であらうと
存するのでございまして。ただ率直に私
どもの考え方を申上げますと、未亡人
という弱い引け目を感じる……当然で
はないのでありますが、引け目を感じ
るかたゝが国民金融公庫の門をくぐ
りまして、計数的にいろいろ細かい問
題にぶつかつて、その一つ／＼におど
おどするやうなことがあつてはならん
と思ひます。又私もいろいろ承わり
まするところによりまして、金融公庫
に行くときと實際に計数的に非常に細
かいことをやらされるので非常に困る
うやうなことも聞いておるのでござ
います。この法律を作り出す際に、全国

におけるかかる母子福祉に関する貸付
の制度を検討いたしました際にも、現
在全国におきまして三十九府県がこれ
を行なつておるといふことも承知いた
しておるのでございまして。従ひまして
府県におきましてすでにこういう問題
を取上げておられますので、相当慣れ
ておるし、府県でやることといたしま
すれば、福祉事務所を通ずることであ
る存するのでございまして、福祉事務
所におきましては未亡人の問題をもう
扱い慣れておるといふふうにも考えら
れるのであります。そういう實際的の
面、或いは都道府県におきまして實際
の経験の面から、やはり現在やつてお
るやうな仕事をなお続けさせたいとい
う気持で、都道府県におきましてこの
事業をやつてもよいといふ存じたいで
ございまして。なお国民金融公庫を用
いる際には利子が八分かつ九分にな
る。これをなお引いてもらふといふこと
も絶対不可能ではございまい。併し
ながらそれは相当な時日も要します
し、府県に貸付けることによつて利
子を安くしようといふやうな気持も手
伝ひして、かかる規定をいたした次
第でございまして。

○山下義信君 お説御尤もでござい
ます。ただ私も憂慮いたしますこと
とは、この種の福祉対策というものが
とかく事務的なことに流れまして、本
当に温い實際の運用ができるかどうか
といふことについては、各種の福祉行
政につきましても、いつもそういうこ
とを心配いたしておるのであります
が、都道府県が貸付機關になります
ことにつきましては、お説のような御
理由をお考えであつたことは了承いた
すのであります。私はそれが府県
の、何と申しますか、單なる行政的な
取扱ひ方に陥ることを非常に憂慮す
るのであります。第二段といたしま
して、この都道府県を貸付機關にさせ
る、従つてこの仕事というものが主と
して都道府県の責任においてやられる
といふことに自然なるのであります。
私思ふに、国の責任といふことがこ
の法律立法の上にはつきりと見えてい
ない。元來この母子世帯に對する
方策が、一つには生活保護法、二つに
は児童福祉法との関連があつて、間に
挟まれるといふか、上下の關係がある
といふか、そこらのボーダーラインを
目指すといふか、ともかくもこの
生活保護法、児童福祉法等が提案者御
承知のやうに、国の責任といふことが
非常に強調されておる。元來又その方
向に進むべきである。又進みつつある
のであります。先般児童福祉法補助金
制度に目指した……これが即ち端的に
それを証明しておる。国の責任にお
いて相當であるといふことの性格が見
えなければならん、然るにこの法律に
よりますと、ただ単にその資金を予算
措置として出すといふこと、或いは母
子福祉相談員の給与について半額を持
つといふ以外に、国がこの種の母子世
帯の福祉に力を入れているといふこと
が、この法律の上に見えていない。国
は責任を非常にとらないで、そうして
運営を皆府県の行政当局に委して転嫁
しておるやうな傾向があると私は思
う。そういう点につきまして国が非常
に卑怯といふか、消極的といふか、そ
ういふ意図が見えないように思ふので
あります。その辺を提案者はどうい
うふうにお考えでございまいしょうか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 御指摘の
通り母子福祉対策は国の責任において
やつてもらいたいといふことを私も
も考へておる次第でございまして。従
ひまして最初に御質問がございしたよ
うに、この法律がだん／＼と成長いた
す、本當に立派な母子福祉対策を規定
することになりました際には、例えば
施設を設けるとか或いは年金を給付す
るとか、そういうふうになりました際
に、はつきりと国の責任であるとい
ふことを明示したいといふ気持でお
ります。ただこの法律だけを見ます
と、御指摘の通り府県をしてやらしめ
ておるやうな感じがいたしまして、こ
の法律だけではその精神が盛込んでお
らないといふ点につきましては、御指摘
の通り私もといたしましては、十分
その点は將來考へなければならぬ点
であると存じております。併しながら
国の責任において行ないたいとして
も、府県の負担、府県の或る程度の責
任をそれに付加するといふことも、こ
ういふ制度につきましては考へてもい
いのではないかとといふ気持で、貸
付のことを主とした現在過程にありま
すので、かかることに相成つたので
ございまして。併しながら法文におきま
しては、或る程度国にこの事業の状況を
報告することによつて、国の監督を受
けさせるという半面から、国の責任を
りでございまして。

○山下義信君 それに関連いたしまし
てですが、この法律を伺いますと、こ
ういふ趣旨で都道府県が貸付けよう
とする場合には、その資金の半分を国が
予算措置をして出してやるというので
あります。若し府県の財政上でその
府県が積極的にやらないといふこと
になりますと、自然と施策がその府県に
ついては不十分に相成る虞れがある。
極端な例で申しますと、果實を
出すことを惜しみますといふことにな
ると、これは都道府県がやろうとやる
まいと、この法律が必ずしも義務付け
られていないように考えられるのであ
ります。その辺はどういうふうにし
て完璧を期せられるお考えでござ
まいしょうか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 御指摘の
通り、この法律におきましては府県が
この事業を行ふも行わないのも自由で
あるといふやうに相成つておるのであ
ります。ただ私もといたしましては、
は、かかる制度ができた以上、あらゆ
る府県がこの事業を行ふことを期待
いたしております。従ひましてこの法律
がいよいよ実施に移されました場合
に、只今先生御指摘のやうな不都合な
点がありました際には、十分なる修正
を施す必要があらうと存じておりま
す。

○山下義信君 先ほど提案者が提案理
由の御説明のときに仰せになりました
やうに、現在都道府県では先年の閣議
決定の通知によりまして母子世帯対策
綱に基いて、母子世帯に對する生業資
金の貸付を各都道府県がやつておる。
本法が制定されますと、私もその意思
としては、更にその上にこれがプラス
するものでなくちやならんと思ひます
。然るに若しこれをこの方法ができ
ましたことによつて、或いは中には奇
貨置くべしといひまして、從來全額
果實負担であつたものが、半分は国費
の資金が借りられるのだといふこと
になりまして、現在やつておるところ
のこの種の貸付けを半分だけ国庫にその

資金を肩替りをするといつたのでは、私はこれが現在のデーターの上のプラスにはならん。その辺につきましてこれはまあ運用になるわけでありまして、十分御配慮を願つて、この法律によるところの貸付けが、今現に都道府県でやつておるところのその仕事の上で新規に積み重ねてプラスになつて行くといふことについては、十分に御配慮が願えるか、これは行政当局のほうからでも承つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(高田正巳君) 御指摘の通りに、この仕事をやるのが、只今提案者の青柳先生からお答えがありましてのでございまして、御指摘のような問題が理論的には起り得ることではあります。それを防ぎますには、行政上の監督と申しますか、それと更に都道府県の問題に対する考え方と申しますか、今日の公選の下における都道府県の実際の府県制の運用といふものと、二つが一緒になりました。只今のような点を避けて参らなければならぬと思ふのでございまして。私どもは分担いたします行政上の指導といたしましては、只今御指摘になりましたことはありませうに、極力これは協同的な談判をいたしまして、さうなことのないうちに行政の運営をいたして参りたい、かように考えます。なおそれと合せて、今日の都道府県制といふものの実情を見ます場合には、私の想像では、国が一銭も援助しなくても、自分の身銭を切つても、御指摘のような貸付の制度を運用いたしておるのでございまして、それはこれほどさうに母子家庭の福祉といふものが、都道府県の政治の上に

おきまして重大問題であるといふことの証左にも相成るかと思ひますので、さういふ、行政におきましては、都道府県自体といたしましては御指摘のようなことのないように、何と申しますか、都道府県の政治といふものが運用されて行かれるのではないだろうかといふ期待を、私は合せて持つておる次第でございまして。

○山下義信君 私は大體のことを承つておきたいと思ふのでありますが、細かいことはもうお尋ねいたしません。どうも見ましてですね。金体から受取る感じというものが、何となしに、或いは就職支度資金、まあ生業資金といふものが從來からあるのであります。就職支度資金或いは事業継続のための資金、或いは技能習得資金或いは教育費のための貸付といふことは、誠にこれは新例を開いて頂いて、従来この種に對しましての貸付といふものが余り公けには行われていなかった点について、新たな途を開いて頂くといふことの苦心は私は高く評価するのであります。併しながら、その種目を殖やされたというだけであつて、この貸付法の全体を眺めるといふと、何となしに受ける感じが苛酷なやうな感じがするのです。さつ過ぎるやうなやうな感じがするのです。それは、例えば第六條に、保証人を立てさせる、或いは第七條において貸付の決定については仰々しく審議会の審議を経させるやうにしてある。或いは貸付の金の使ひ方が少しては、約束と違ふといふと、すぐ戻させるやうにやる。或いは又第十條等におきましては、少しでも支払ひが遅れるといふと、約束が違ふといふと、すぐに延滞利子とれるよ

うにしてある。これは除外例の規定もあるが、それから保証人を立てさせる。又第十一條におきましては、貸付の目的を達する見込みがないといふときは、誰がそれを認定するのか知らんが、回収をする見込みがないと思つたら、一遍に返させるやうなやうなことが、いろいろ規定を見て行くやうなやうなやうな気がするのです。何となしに受ける印象が……。而も私が恐れるのは、それらのいろいろ手続やその他この法の施行はことごとく省令に譲つてあるのです。施行細則は政府が勝手に定めるのです。この種の貸付法案、この種のことをやるに、我々がしばしば経験することは、恐らく微に入り細を穿つた施行細則を作るに相違ない。これは厳しいものを作る。或いは書式から、極端なことを言えば、この貸付の願ひ書の紙の性質から、寸法から、書き方から、といふやうなことを昔はよくやつたものです。或いは書かなければならぬとか、鉛筆ではいけないといふやうなことで、その申請書の出し方、その生業資金を借りようとするれば、その事業の収支の見込みの予想から、いろいろなことをそこに書類を添付することを要求したて、なかなか近附きがないやうな厳しい規則を作る。法律は大體のことをきめるのであるが、その大體のことをきめた法律の上を見ましても、非常に厳格に苛酷に言つておるやうであります。なおその上に私はさういふやうなきめ方如何によりましては、貸すぞと云つて、実は借りられないやうな枠が縦横無尽に張りめぐらされるやうになる。目的はよろしいけれども、真にこの対

象者が満足をするやうな運用の効果が挙げられるのであるかどうかという点について、非常に危惧を感じるものであります。さういふ印象を受けるのであります。それにつきましては、提案者はどうお考えになりましたか。又施行細則につきましては、この省令に譲つてありますことにつきましては、当委員会に、内容等につきましても大體御案を持つておられます。それからでもよろしうございまして。お示しに相成りましたか。十分その辺を御検討に相成りましたでしょうか。伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) この法律によりまして、お金を借りるために、役所の門を潜る未亡人の心情を察する必要が私はあると存するのであります。従ひまして、今先生御指摘のやうに、厳重な細則をきめて、それを一々金を借りて来る未亡人に押付けるといふやうなことは、これは私はやめてもらいたい、さう思つております。役所におきまして、いろいろ話を聞いて、必要な書類であるならば、できるだけ少数のことを望みますが、書類は役所で書いて上げるといふやうな気持ちで以てやつて頂かなければならぬ、さう思つております。従ひまして、細則につきましても、又厚生委員会におきまして、厚生委員会の御意向を盛つた細則を作るやうに、厚生御当局におきましてもとり計らわれることを私は望んでおる次第であります。

○山下義信君 今一つ私は承わりたいと思ひますのは、この母子世帯の、この種の貸付をいたす、この恩恵を受けるものは、おおよそ母子世帯中如何なる種類の母子世帯であると考へておられ

ましようか。私どもは、おおよそ一つの法律を作りますと、それがその対象者の全般に亘つて、公平に身体障害者福祉法を作れば、身体障害者にそれが全般に、平等に、身体障害者手帳といふものを作れば、その手帳に何らかの恩典が与えられておれば、全般に及ぶといふことがあつてこそ、私は対象に対する福祉立法の幾分か目的が達せられると思ふ。これは母子世帯に對する必要な資金の貸付法である。然らば誰でもこの資金がこの要件に合すれば借りられるものでなくちやならぬと思ふのです。ところが、私どもの見るところでは、心配いたしますことは、借りられる力のあるものが借りられる。借りられる力のないものは、表現が或いは不十分であるかも知れませんが、力のないものが借りられない。言い換へるといふと、最も借入れの必要度の高いものが借入れができなくて、といふやうなことになるかと、私は甚だ法の目的が幾分か減損する虞れがあると思ふのです。そこで、具体的にお尋ねいたしますと、生活保護法の適用者はどうする、生活保護法の適用を受けております者が、これが一番金が欲しい階層である。一番金が要る階層なんです。さうして一番救ひ上げて、一番自立をさせなければならぬ。第一番に手をつけるものは何かと言つたら、明日がしのぎがたい生活保護の適用者に先ず金を貸して、そして、法的扶助を与えておるといふよりは、貸してやつて立上らさなければならぬ。然るに実情は不幸にしてその生活保護法の適用者、被保護世帯は、経済自立をいたします諸条件の上に、その条件にかぶるものはかなり多い。我々が望むところとそ

るサーピスをしてくれる。種痘サーピスをしてくれる、端的に申しましたならば、十分いろいろ各種の身上相談に應じてくれる、私はこれは非常に必要なことだろうと思うのであります。それでいろいろよく相談に應じて親切に世話をするということが、金以上にその者にとつて利益になり得る場合がある

る。そういう点につきまして本法におきましては母子相談員が置かれましたことは非常に結構であります。母子相談員が只今本員が申し上げましたような諸点につきまして十分な活動を願わなければならぬ。これは母子相談員は貸付の決定は只今この法律によりまして児童福祉審議会の意見を聞いて行くことになっておりますが、この法の施行につきまして母子相談員というものは殆んど専従者といつたような性格を持つて世話をするのでございましょうか。この母子世帯に對します一般の法律に定めてありますような身上相談といふことにつきまして十分努力いたすでありましようが、そういった場合に社会福祉主事との関係はどういうふうな調節されて行きますようか。母子世帯に對します相談事項やいろ／＼のことにつきまして、全部母子相談員がやることにいたしますか。その社会福祉主事との関係はどういうふうな考えられますかというだけをお聞きしておきたいと思つております。

それからもう一つ、これでおしまいでありますが、この貸付の金額が非常に低いように思いますが如何でしょうか。そういうことだけ申し上げておきます。それで多分提案者もこれで十分とお考えにならんでしようから、将来は増額しなければならぬと思つて、私の少い指摘いたしますことは、教育の金でも高等学校で五百円、大学で二千元ですが、これは少な過ぎる、実際の実情に副いません。高等学校でも一カ月千円以上要る。大学に参りますれば少くとも一カ月三千円、五千元は実際に要ります。これでは教育費の足りないものに幾らか足すという程

度です。それから、対象者が本当に困つた階層でなくして、幾らかは出せるが、ちよつと足せばいいという程度になりまふ。同じ教育費を出すならば、本当に要るだけの教育費を出さなければならぬ。それから技能を習得するといふようなことの間の生活資金、これも本当にこれだけの間に生活できるか。僅か千円か、二千元では、私これも足しになる程度である。そういうことでありまして、将来これは財政との関係もございまして、本員はこの貸付金額の限度、この頭打ちが低過ぎる。これが最低くらいで最高はもつとなければならぬといふことを指摘しておきたいと思つて、それらの諸点につきまして意見を残しておきたいと思つて、御答弁を願つたと思つております。

○衆議院議員(青柳一朗君) 貸付の金額の低きに失しておるといふ点は、私もどもいたしまして十分存じておる点でございます。ただほかにある制度との均衡を保つために止むを得ず、現在ではこういうことに相成つておるのでございまして、その点につきまして山下先生の御所見と全然同感でございます。衆議院におきましても参議院のお力をなぞ拝借いたしまして、この金額の増額に努力いたしたいと思つて存じます。

なご最初の母子相談員と福祉主事との関係につきましては、十分これは連絡を密にいたさなければ相成らんでございまして、この点につきましては政府当局のほうから答弁をさせたいと存じます。

○政府委員(高田正巳君) 母子相談員はこの法律が通りますれば、十五条に書いてありますように、母子世帯の

身上相談全般に應じる職員に相成ると存じます。従いましてこの貸付のことにも勿論お世話を申上げることになると思つて存じます。社会福祉主事との関係でございますが、社会福祉主事は御承知のように生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、この場合には保護法と児童福祉法の関連がございまして、この三法のケース・ワーカーといふことに相成りますので、従いまして生活保護法の適用なり、児童福祉法の適用なりといふことを通じまして、母子世帯の御世話を申上げることになり相成るわけでございまして、母子相談員といふ新規のものができましたならば、これが生活全般の御世話を申上げ、第一番の職員といふことに相成りまして、それらが生活保護法の適用を必要とするようなことになりまふれば、この母子相談員が福祉主事に連絡いたしまして、その適用といふことに相成りますと、福祉主事のほうに移る、こういうようなことに相成るかと存じます。なお母子相談員は生活全般の身上相談でございますので、或いは職業安定所或いは補導所その他税金の問題でございますれば税務署の関係でありますとか、いろ／＼と関係方面がございまして、いろいろと数限りない身上相談につきまして本心に心を打割つていろ／＼聞いて上げて万事の御世話をいたす、かような性格のものであると存じます。

○藤原道子君 長い間の要望であつた母子福祉法の一環として本法案が上程されるまでに御努力頂きましたことに對して私も感謝いたします。只今山下委員から十分御質問があつたのでございしますが、なお重複を避けまして二、

三の点についてお伺いしておきたいと思つて存じます。

現在地方自治体の財政の困窮の中に相当厚生行政関係のものが食行つておるといふことで、絶えず私どもは不平を聞かされておるわけでございまして、従いまして非常に本法の施行に當つても私は危懼を持つものでございまして、これは結構予防法などにおいて苦しい例がたくさんございまして、殊更に危懼を持つております。従いましてこの法案は全額国庫負担といふふうにおるわけでございまして、それでどういふことに對しての御見解を今一応明らかにしておいて頂きたいといふことが一点。

今一点は先ほど御答弁の中に三十九の都道府県が貸付をすでにやつておるから、その点は心配ないといふようなお言葉がございましたが、その金額は全体といたしましてどの程度今まで貸付けられておるかといふことをこの際お聞かせ願ひたい。私実は時間を急いでおりますので、簡潔的に續けて御質問申上げておきたいと思つて存じます。

それからこの法案で見まして、貸付を受ける希望者がどの程度あるかといふお見通しを伺ひたい。

それから今一つは、国庫で支出する金額の規定がないようでございまして、まあ九億と聞いてはおりますが、そのほうの折衝はすでにでき上つておるかどうか。一部難色があるようにも聞いておりますが、この九億はもう確保できたかどうかといふこと、それだけで足りるかどうかといふこと、それからその規定がなければ、大蔵省でこれは今年は一億で我慢しろと言われ

ても止むを得ない、これらについてのお見通しをこの際はつきり伺つておきたい。

それから保証人といふものを、私はこの際、山下さんの言われたように、非常にこの法案が冷たいように考えられてならないのでございまして、保証人は極く相互的なものにもしたいといふ御答弁もございましたけれども、今まではかの法案の例を見ましても、保証人となりまして、なか／＼政府は次から次へうささいことをきめまふので、私はこれは削除してもらひたい。それから今一点お伺いしておきたいことは、延滞利子などは非常に苛酷であると思つて存じます。これはどうしても削除することはできないかどうか。これについて今までの折衝の過程等についてお聞かせを願ひたい。

それから今一つは、就学中に、大学へ行つてゐるといたしまして、若し不幸にしてその間に母が死亡する等のことがございました場合にどうなるかといふ点についてお伺ひたいと思つて存じます。

○衆議院議員(野澤清人君) 只今の藤原委員の御質問に對しまして簡単に回答申し上げます。

第一の地方自治体の負担が大きくなることと同時に、今後果して各府県が貸出をするかどうかといふ問題であります。只今までの検討の結果は、大体全府県共貸出を実施するだらうといふ想定の下に審議を續けて参りました。現在の問題としても必ず借りられるだらうといふ想定の下にやつております。

それから第二番目の全額国庫負担についてでございますけれども、これは

全く御同感であります。その通りに実施を要請したいと思つておるのです。が、とにかく母子福祉に対する理論的な裏付けとしましては、なにも異論のないところでありまして、懸念してあります。現在の国家財政から見て形の上において多額の金が出せられない、こういう心配がありますために、半額を国庫のほうで持つということにしまして、大体九億ばかりの金に対して倍額貸出せるように工夫しよう。要は実質上県なり国なりで支出しますものが総額十八億なら十八億に到達するといたしましても、予算を構成する上においての技術的な面、又実際の予算の割振り等から非常に全額国庫負担にするという、枠が小さくなる。こういう考え方からこの点も半額で止むを得ないじやないかということに結論がなりました。

第三番目の各府県の現在実施しておりますものがどのくらいあるかということですが、現在までわかつておりますのは三十九県でございます。三億三千三百三十五万円、これだけ実際に貸出をしております。それから修学資金の面等につきましては、或いは技能習得の資金等の問題にしまして、これは全くこの法律としては新しい、独特な解釈で出しておるものですか、この貸出金以外にこうした面が相当各府県とも要求されると思つております。そういうことで現在までの実績から判断しまして、この貸出金というものは、第一項に申し上げましたように各府県とも必ず要求して来るのではないかと。

それから予算に対する裏付けとして見通しはどうかという点であります。

今までの折衝の結果では、大体予定ぐらゐの金は頂戴できるという見通しの下に今日まで折衝しております。それは必ず出してやるというのではなく、どなたのお考えも当然母子福祉は実施しなければならぬということだけは皆さんが御承知しておる。従つて金が多い少いという問題は全然出ておりません。

ただこの法律で難点になります。修学資金といふ点、この点について育英資金と重複するのではないかと、こういう御質問を受けましたこと、特別に母子に対する職業指導をする、而もその間の生活の保障までする、仕度金まで出すということとは行過ぎではないか。男の場合を勘案した場合に、平等の権利義務を持つておる男と女の立場からして、こういうふうな建前のものはどうかと思つた。質問は相当ありましたけれども、育英資金にしましても、普通の育英資金は学校に入つてからでなければ権利が発生しない。但しこの母子福祉の建前はお母さんが子供を高等学校に入れよう、大学に入れようという、その入れる事柄の事前において学資金が借りられるのだといふことであらば入学を志望することができる。入れてしまつてから発生するところの権利でなしに、入れる前に権利を獲得したい、こういう筋合のものだとよく説明を申し上げておるわけですから、この点も大体御納得が願えたと思つた。

第五番目の保証人の件であります。これを削除することについては過般来山下先生からもお話があり、相当この点については論争もいたしました。ですが、どうしても大蔵省のほうと

しまして、少くとも貸金に対しては政府が貸そうと個人が貸そうと保証人を立てるのは当り前のことである、而も母子の立場というのを考えれば、当然正しく法律を運営する上において保証人を立ててほしいのだ、こういう御要求がありまして、それ以上恵むという考え方から保証人なしということで行くと、法律の通過もむずかしい、又実際大蔵省としても予算を組む上に技術上非常に困難がある。こういうことから結論としまして、それでは保証人の件にしましては、借ります母子のかた、母親のかたが相互で保証のできるように、相互保証のできるまで何とか持つて行つてもらえないかというお話もしたのですが、この相互保証という件にしましては、特例でありますので、法律の上にはそれを現わすことはできない。但し児童局長のほうでこの件にしましては適当な方法で緩和策を講じて行きたい、こういう御説明がありまして、何らかの形においてこれが緩和でき得るのではないかと、こういう感じを持つております。

それから第六番目の延滞利子の件であります。これも苛酷に過ぎないといふかというお話もありましたけれども、この点にしましては、実際に派生して来ます問題は、現在の社会情勢から勘案しまして、一番早いので四年、五年後にこの延滞利子のつくようなやつこの出発点が起きて来ますわけです、どんな貸金につきましても延滞利子というものはやはり建前上つきもの、それを特に母子にしましては、罰則めいたことを削除するわけに行かない。建前は建前として、やはりこうしたものを残して行かなければいかん

というもので、一つこれは延滞利子というものが苛酷に過ぎるといふ点はありますけれども、止むを得ず御承認をしたという形でございます。但しこれ等運営面において各府県が実際にやらせたいのは児童福祉審議会又母子相談員等が活躍しておるのではありませんか、この点についても十分運用上好転でき得ると確信を持つております。

第七番目の就学中に死亡した場合にどうするか、母親が死亡した場合に中絶するではないかという御質問だと承知いたしました。これは就学中に死亡しましても、卒業するまでは当然続けられるように解釈をいたしております。さように又当局のほうでも御説明になつておりますので、御心配ないと思つております。

以上簡単ではありますがお答え申し上げます。藤原道子君 非常に時間を急いでおりますので、只今各府県から出しておる金が三億三千余万円ということでございますが、そうしますと、やはりプラス五億ばかり又余計に出さなければならぬことになりまして、この点についての財政的裏付け等について十分国で考えるべきであるといふことを要望いたしておきます。

それから母子相談員のことでございますが、この前の合同打合せのときに、是非我々としては女子ということを一つ限るようになって頂きたいといふことを要望いたしました。それは法律の建前というふうな反対意見が相当ございました。それは私もいたし方ないと思つて、それならば、この際是非とも私希望したことは、山下さんからも繰返し御指摘のございました

したように、法律はこれだけのものができる。ところがどの法律も全部政令或いは施行細則等で非常に固く縛られて、立法当時の精神が殆んど歪められてしまふのが従来の例でございます。従いましてこの母子福祉法は母子福祉と銘打つております以上は、福祉ということを前提として考えなければならぬと思つて、従いまして政令等を出しになる、施行細則等をおきめになるときには、我々と一つ打合せてもらいたい。そしてやはり私どもの立案するときの気持ちを相当活かして頂くということをお考え願ふなければ、私はどうもこのまま納得するわけに行かない。従いまして政令等の場合にも、この母子相談員は私たちの主張したことの精神が生きるような方向に御決定を願うということができるかどうか。私はそうしていただきたいと思います。それについてのお考えを伺いたいと思つております。

○政府委員(高田正巳君) 政令、省令の問題でありますので、私からお答えいたします。この法律の精神は飽くまでも母子家庭の福祉を図るということでございますので、政令、省令を定めまして、つぎまして、がんじがらめにして立法措置とからむようなことになつてしまふというふうなことにいたすつもりは勿論毛頭ございません。又この法律が政令、省令に譲つております点も非常に少うございまして、例えば第二条の六号で「前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定める者」これは借りられる資格のある者を括弧するはうでございまして、これは別に締めつけるというものでもございませんで、問題にはならぬと思つております。

れから十一條に「貸付の手續、貸付金の償還その他貸付金に關して必要な事項は、政令で定める」とこれが若干の御心配の事項かと思ひます。

○藤原道子君 それから保証人のこと

○政府委員(高田正巳君) この点につきましてもさつき申し上げましたように、この法律が福祉の立法であるといふことを十分考へておりますので、私どももさうなつては毛頭持つておりません。それから厚生省令に譲りますのは十三條かと思ひますが、これは国と都道府県との關係でございます。これは国が都道府県に貸した金をどういふふうにして返すかといふことでございまして、これは直接母子家庭に影響がない問題でございます。さうなことで譲つております点が非常に少うございしますので、御心配のようなことはないと思ひます。

○藤原道子君 なんですのですか、

とにかく施行細則だの何だので、それは固くするつもりはございまして、答弁する人はないけれども、となくそうなるのです。この前看護婦法制定のときにも、やはりさういふことを御相談いたしました、最初にこれは発令する前に一つ我々に内示して欲しいといふようなことを申し上げて、今でもさういふふうな方向で進んでおる点があるのです、その精神を尊重して欲しいといふことを希望したいのです。

それから相互保証ですか、さういう建前だといふようなこともあつたので、さういふ点も十分活かして欲しいといふこと。

それから母子相談員を特に女子を優先して採用するといふのですが、任命

するといふ精神をも含めてすべてを御決定願いたいといふことを私は要望する。

それからいま一つ委員長に……、この法案ができたので母子福祉はそれでいい、済んだといふような気持ちに若しなられると困りますので、私はこの法案に附帯条件と申しませうか、希望条件と申しませうか、さういふものをつけたいのです。私たちはこの法案が全国の未亡人の要望でございますので、不満ではございませうけれども、一歩前進のつもりで是非これの通過を図つて、併せて衆議院側とも相談いたしまして、これで終つたのではない、是非とも一日も早く眞の母子福祉法を作るといふことに努力するといふような希望を私は付けておいて欲しいと思ひます。そのことを御相談願ふことを委員長にお願ひいたしまして、甚だ残念でございますが、私はこれで質問を打ち切ります。

○委員長(藤原眞治君) この際ちよつと藤原委員の御質問に關連して、私ちよつとお尋ねしたいのですが、二十八頁の予算説明に只今九億と言われまして、児童局長どうですか、九億と解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(高田正巳君) 只今要求をいたしておりますのは九億何がしの金でございます。実はこの予算は前の実態調査をもとにいたしまして要求をいたしました数字でございます。それで最近未亡人家庭の実態調査をいたしました資料が只今まだ集計中でございまして、全部の府県の分が手許に届いておりませんで、三十道府県が届いておりますが、大体それに基きまして予算の組替をいたしておるところでございます。

す。新らしい資料によりますと、実は金額はもう少し殖えるようなことに相成ると思ひますが、正確な数字は只今のところまだ出しておりません、さうないきさつでございませう。

○委員長(藤原眞治君) 他に御発言ございませうか。

○河崎ナツ君 いろいろ母子福祉の問題につきましても、先ず入口としての生業資金貸付の問題からつかひ棒の本ができ上つて来ましたことを大変愉快に思ひます。併しなから、山下委員、それから藤原委員が根本の重要な問題及びこま／＼と又それに附加えて御質問になりましたので、殆んど尽きておると思ひます。今伺ひました問題のうちで少し胸に落ちんことがございまして、二つばかり伺ひせて頂きたいと思ひます。山下委員もおつしやつていらつしやいました、この貸付の資格の決定をいたします第七條に關係いたしますが、今までの生業資金など引揚者或いは母子にもございまして、母子の場合にはその資格と申しませうか、決定するに何か足らんところがあるやうで、なか／＼決定にはならなかつたといふことがたび／＼ございしますので、今度は先ほどの説明で成るべく生活保護の階級、或いはボーダー・ラインの人たちのほうに行かうといふお考えのようございしますが、それにしまして、その審議会のかたの意見を聞き、その意見を聞いて、次の物指と申しませうか、さういふふうなものが多少あるものでございませうか。まあさういふかたが大体申出れば、どういふふうなときに、どういふことで決定するのでござ

いませうか。そのところがもう少し何か心配で仕方がないのでございませうが、お考えがございまして何いたいでございませうか……。

○政府委員(高田正巳君) 便宜私からお答え申上げたいと思ひますが、法律で定められた、この何と申しませうか、資格の基準といふようなものは、ここに書いてあります以上には設けられないわけでございます。併しなから、どういふ人を重点に貸付けるかといふようなことにつきましては、この制度ができた場合の運用の問題もありますので、その運用につきましても、厚生省が一定の指示をいたします。これは、これは当然私どもの権限ででき、法律の範囲内でできることであります。その指示をいたしますにつきましては、先ほど来いろいろ御意見のありましたように、この制度が金融を主として狙つておるものよりも、むしろその家庭の更生、転落防止といふやうなところを狙つておる福祉の制度であるといふことを十分に尊重いたしまして、さういふに必要となるところに金が廻るやうな意味の指示をいたしたい、かように考えております。

○河崎ナツ君 ではまあその言葉を信じまして多少安心することにいたします。

もう一つ伺ひたいことは、これはまあ願ひ出ると、するとその人に貸す、或いは同じさういふ建前になつておりますが、先ほど山下先生がおつしやいましたように、今日の情勢ではこれだけの資本でどれだけの生業に役立つて、それから、それによつて立上つて行けるかといふと、情勢が随分變つておる。これは非常に大事なことだと思

うのでありますが、前の引揚者なんかの貸付金でも、多少、五人なら五人、十人なら十人組んで、一人で五万円、組んで幾らと、さういふふうにして仕事を立て、割合に強く協力をしながら立ち上つて行くといふ例を随分私もほう／＼に行つて見たのであります。が、婦人のほうもさういふふうにはできず、お互ひに協力してさういふふうに行つておる、さういふふうには、未亡人が立ち上つてよくやつておる例を徳島県の池田で見たのでございませうが、今度の場合もさういふふうな取扱ひ方は、願ひますれば取扱ひ方はさうお考へはあるのでございませうか。或いは別々にそれを借りて、そつちで協力してやつたらよからうといふふうなことでございませうか。女の人は大變うまく行つてはおりますけれども、一人ではなか／＼弱いものですから、さういふところも考へてあげなければいかんじやないかと思ひます。ございませうけれども、如何でございませう、そこを伺ひまして頂きたい。

○政府委員(高田正巳君) 衆議院のほうの小委員会の御審議の状況を私も拝聴いたしておつたのでありますが、その点も非常に慎重な御審議があつたやうでございます。それで、この法律の建前は、今連帯貸付といふことを法の上に現わしております。従ひまして、貸付をいたすのは個人でございませう。併しなから個人でそれ／＼の責任において借りましたものを皆が出資し合つて共同の事業をいたすといふことは、これは勿論法律上差支えないことに相成つております。御指摘のやうな場合が衆議院でいろいろ御審議になりましたときの模様では、非常にいい場

合もあるけれども、又同時にそういう連帯貸付というように認めて行くと、非常に弊害が出て来る。と申しますのは、本間に金を借りた母子世帯のかたは、名義人だけであつて、実際にその金を利用して仕事をやつてゐるのはほかの人がやつておるといふようなことになる場合も実例が相当にあつた。殊に未亡人世帯の場合におきましては、この人たちが密合つて相当な金になりますと、いろいろな好ましくないようなかたがたがそれにくつついて、いろいろ踏台になつてしまふような虞れもなきにしもあらずだと、そういうふうな懸念から、建前といたしましては、今申しましたように、個人々々に貸付けるということに相成つたのであります。なお貸付金の限度の問題でございしますが、これは先ほど青柳議員からお答えがございましたように、御審議の経過におきましても、もう少し高くないといふお気持ちもございましたが、いろいろな諸般の情勢からかようなことに御決定になつたようでございます。今日ありまする引揚者の更生資金は、御承知のように、一応の限度は一万五千円、特別の場合に三万円以内ということになつておる。それらを比較いたしますと、このほうが五万円でございますので、なお事業継続資金といたしまして三万円でございますか、続けて貸出しも受けられるということになつておりますので、今日ありまする制度から比較いたしますれば、かような資金といたしましては、限度額を私どもと比較いたしますと、相当高いように思つております。併しながら、先ほど来御審議がありましたように、今の情勢

でこれだけの金でなか／＼うまく参るものではございませんので、私どももいたしまして、将来適当な機会にこの限度額を国会の皆様方の力で増額して頂くことは希望いたしますところでございます。

○井上なつゑ君　ちよつとこの際小さいことを二三伺わさして頂きますが、この法律は非常に急ぐというので衆議院で採択されて、決定されてこちらに提出されたわけでございしますが、これは急ぐので施行期日が一月一日ぐらいかと思つておりましたら、四月一日に施行期日がなつておる。勿論これは予算の問題もございしますが、その方面と脱み合せてやらなければならぬのでございしますが、そういういたしますと、これは三月末に卒業する生徒と申しましようか、そういう子供を持つた人たちは、一月二月三月と大分費用が要りますし、お金を貸してもらいたいといふ人も四月にならなければ借りられない、本年度は借りられないといふことでございしますが、三十数県ではすでにこうした資金がおりになるといふのですが、残りの七、八県に若しもうたつたかどうかということになつたか。そういうことについて何かお考えがあるかどうか、伺わして頂きたいと思つてございします。

それから県に幸いにそうした資金があります所は、都道府県が貸出します責任者になつておられますが、実は私ども仕事をいたしております中で、この間も福祉助産婦の話では、福祉事務所に行くとか乞食のような扱ひをされる。乞食みたいな言われるので、そんなら金は要らないからと怒つて帰つて来られたというやうな例も聞いております。勿論福祉事務所に母子相談員を置いて下さることは結構だと思ひますが、母子相談員の資格につきましても、こうした資格に該当する人がおられて、希望者がたくさんおられるといふことは結構であるかも知れませんが、母子相談員の仕事というものは非常に大事だと思つてございします。いろいろな法律を知らなければならぬといふことを先ほどもおつしやつておられるのでございしますが、こうした人は何か報酬とか、何と申しますか、仕事の準備というやうなことに付いては考へておられましようか。この二点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君)　第一点でございしますが、これは御指摘の通り、この法律が四月一日からということに相成つておりますので、而も今日さやうな制度のないところにおきましては、府県におきましては、大日本育英会等を利用する以外には何ともならぬといふ結論にまあ相成るわけでありまして、四月一日ということに相成つております。四月一日とつきましては、私もいろいろ／＼仄聞いたしては、私どももいろいろ／＼仄聞いたしては、私どもは、御承知のごとく国民金融公庫のほうの出資金のうち五億が母子家庭に対する紐付の融資ということに相成つておる次第であります。この五億を私どものつもりでは、本年度一杯まで貸出を終了したい、かように公庫と相談をいたしておるわけでありまして、先ず本年度はあのはうでやりまして、来年度はこちらのほうに移つて行く、かういふことにまあこの法律が成立いたしますすればいたして参りたいという

つもりでおるわけでありまして。それから第二点の母子相談員の問題でございしますが、これは御意見の通り、私どもも同感でございます。先ずこれらの人に本當にいい人を得る。殊に私もこれは婦人を原則に考へておる次第であります。御婦人で本當にこの資格にびつたりするやうなかた／＼を得るやうに努力をいたしたいと思つております。なお又その可能性も相当あるやうに私は存じております。今婦人民生委員とか或いは未亡人会の役員とかをやつて頂いておりますかたがた、日夜母子家庭のために奔走をして頂いておられますかたも現実に相当多数あると思つております。さやうなかたがたから広く求めますならば、いい人が得られると思ひます。なおさやうな選任に努力をいたしますと同時に、なおトレーニングの問題でございしますが、これは来年度の予算に私どももそのつもりで要求をいたしております。その予算が成立いたしましたならば、トレーニングを大いに力を入れてやりたいとかやうに考へております。

○衆議院議員(青柳一郎君)　只今の御質問の御意図の中に、何故この法律を急ぐのかといふことにつきましての御疑問があつたかと私は思つてございします。その点につきまして、提案者としてしまして、御質問に答へると申しますか、私どもの考へを申述べると申します。私どもは、私から話さして頂きたいと思ひます。その点は、只今局長さんのお話になりましたように、本年度は国民金融公庫に特別に、未亡人に対する枠として五億門があります。これによつて未亡人の福祉のために必要な貸付、大休この法律の線に

副つての貸付が行われる次第でございします。そういったしまして、これをどうして急ぐかと申しますのは、丁度今、来年度の予算の編成期になつておりまして、これを来年度の編成期の前に作り上げますことによつて、政府をして来年度からはどうしてもこの母子福祉資金貸付のために金を出さなければならぬといふところに追い込むことを目指して、本年の暮、或いは来年の初めになりましようが、それまでの間にこれをやるという意味で急いでおる次第でございします。その点の御了承を得たいと存じます。

○委員長(藤森眞治君)　他に御発言はございませんか。

○衆議院議員(野澤清人君)　先ほど河崎委員から御質問がありましたこの事業資金の貸付について、共同事業ができるかできないかという御質問については、局長のほうからお答えをしておりましたようですが、この席でちよつと気がついたもので、この席では私から局長のほうに御願いをこの席からして置きたいと思つております。これは各個人が五万円ずつ借合つて、例えば五人なら五人が共同出資で仕事をしたい、それは可能なんでありまして、その後事業継続資金を得たいといふ場合に、借入れの対象が飽くまでも個人である。而も最初に投資された事業資金といふものは、投資をしてしまつた、かういふやうな事態が必ず起きて来ると思ふのであります。これらについて、政府のほうでは十分御検討願つて、何らかの形で特例が設け得るならば、事業継続資金が簡単に借りられるやうにお取計らいを願ひたい。この席から児童局長に御願いを申上げて置きたいと思

います。
○委員長(藤森眞治君) 他に御発言はございせんか。……別に御発言もございせんようですが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見が御ありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。
○大谷豊潤君 自由党の態度を明らかにしたいと思ひまして、一言申し上げます。

本法案は参議院といたしましては、前々国会より非常に慎重審議を重ねて参つておりました。只今議題になつております母子福祉の点で貸付をするという点ばかりでなく、その範圍をもつと広く考へまして、母子福祉審議会の設置の如何、或いは相談所の設置方法、或いは又療養補助の点の、広範圍に及ぼす点、又母子の榮養扶助に對します点、或いは母子住宅の建設に對します点、子女の奨學に對します点、扶助の点、又只今議題となつておりますこの貸付金庫の問題等、その上にまあ税金も免除して頂きたいというぐらゐに広範圍な構想を持ちまして、立法に當るべく準備をいたしておつたのであります。が、今度の国会のうちに是非この法律を成立したいという衆議院の厚生委員のかた／＼の御主張によりまして、我々参議院のほうもその御趣旨に賛同をいたしました。遂に完全という法律にならないのを遺憾に思ひますけれども、この際政府が急いだために、只今皆さんから御説

明を承つた程度の母子貸付の範圍でとどめるようなことに相成つたのであります。最前より諸委員の御質問なり又衆議院のかた／＼の御説明を承つておりますと、非常にこれは福祉法であるがために母子のかた／＼の幸福なり、生活の向上をはかるべく、一日も早くこれを實現したいという御熱意と御誠意の段を我々も了承する次第であります。併しこの貸付に使われまうところのお金と申しますものは、言つて見ますれば、我々國民の租税の中から削除されて、そのほうへ廻されることを考へますと、余り何と申しますか、ルーズに取扱われまして、そうして權利義務の点に正確を期することができないような取扱ひになりまして、國民一般に對して私どもは申訳ないという点に心配を持つわけでありまして、やはり法律でありますから、貸付等の場合には正しい手續と正確な方法を以てこれを實行されるように念願をいたすものであります。

つきましては、私どももいたしましては、将来参議院の委員会におきまして、深く検討いたされましてこの福祉法の完璧を期するように修正と申しますか、改善を加えられるということをして、衆議院のかた／＼も御了承を願ひまして、そうしてその御了承の上において、今度の貸付法に對します法案を通過させて頂くというようになれば、誠に結構だろうと存する次第であります。

我々自由党といたしましては、この法案に對しまして、速かなる成立を希望いたしました。私の討論を終ります。

○河崎ナツ君 社会党を代表いたします。この法案に賛成いたします。……参議院のほうでも考へておつたこととございしますが、このたびは衆議院の御心配の成果としてできましたこの法案について満腔の賛成をするものでございします。特に日本では今日の法案が非常に必要である。それは二つの面におきまして、婦人が何にも生活能力も持たされてない。それから又保護のいろ／＼な手も差延べられていない。この二つの面におきまして、日本の婦人の、殊に母子、子供を抱えた未亡人の人たちが全く生活苦にさらされておる。その面におきましての今日の法案は、その保護の中で先づ自立して立ち上つて行きますように、又能力をもつて行く準備のうちに生業貸付資金を主として、保護の支柱をお立てになつたことであります。また、まだ／＼たくさん母子の生活面に立てなければならぬ支柱はございしますが、先づ一本の大きな支柱が今日立てられたことであります。その意味におきまして大事な法案で、私どもは賛成をするものでございします。けれども今日の法案は、これで完璧ではありませんが、二、三希望の条件を申し上げたいと思つたのでございします。

この法案を實施いたしますの一番影になり目になつて實現することになる／＼力になりますのは、母子相談員と存じますが、母子相談員は、先ほどの説明を伺つておられますと、法律には現われないが、識見、人格の高い適切な婦人を選びたいという御精神が当局にあるかのようにございしますが、是非それを實行して頂きたいと思ひます。それから又この貸付の金額は、先ほどから皆さんのお話がありました。これは適當な機会に上げて頂くように、及びこの貸付の準備金、これはどうしても将来金額困難負担でやつて頂かなければ、本心に心配なく、地方の情勢で動かされることなくやつて行くという意味におきまして、これは是非考へてもらなければならぬと思ひます。それにいたしまして、一層完全な母子福祉の法をこの次には考へて行つて欲しいという希望を附けては、以上今日のこの法案につきましては、賛成するものでございします。

○井上なつ子君 私は緑風会を代表いたします。本法案に賛成をするものでございします。将来一日も早くこの法案が私どもの希望いたしておりますような完全な母子福祉法になることを望みまして、それまでは、この法案の施行になりましたときには、この運用面においてその不完全さを補つて頂きたいということを加へて賛成いたします。

○深川タマエ君 改進黨を代表いたします。賛意を表します。御提案者並びに全国未亡人団体のかた／＼の異常なる御熱心が効を奏しまして、まさにこの法案が実を結ばうといたしております。拝見いたしました。まだ多々是正をなさなければなりませんけれども、来年度の予算案との関係も非常にお急ぎになつて、私はこのたびはこの趣旨に副いたと存じます。今後毎年できるだけこれに要します予算の増額を私たちも要求したいと存じてお

ります。これが施行に当りましては、できるだけ公平を旨といたしまして、最も必要とされている未亡人にできるだけ優先的に行き渡りますように、政府を初めといたしまして、行政官庁の格別なる御配慮を頂きたいと存じております。

○委員長(藤森眞治君) ほかに御意見ございせんか。……別に御意見もないようございしますから、討論は終結したものと認めて差支えございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(藤森眞治君) 異議ないものと認めます。それでは採決に入ります。母子福祉資金の貸付等に関する法律案(衆議院提出)を原案通り可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

【賛成者起立】

○委員長(藤森眞治君) 全会一致でございします。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

大谷 豊潤 藤原 道子
堂森 芳夫 長島 銀藏
小杉 繁安 草葉 隆圓
常岡 一郎 井上なつ子
河崎 ナツ 山下 義信
深川タマエ 谷口彌三郎

○委員長(藤森眞治君) 署名漏れはありますか。……署名漏れはないものと認めます。

なお本会議における委員長長の口頭報告については、委員長に御一任願ひたいと存じます。

いと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤森眞治君) 異議ないものと認めます。

○委員長(藤森眞治君) それから、船員保険法の一部を改正する法律案、(政府提出、衆議院送付)を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○政府委員(越智茂君) 只今議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案を御審議せられるに当りまして、本法案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、船員保険の失業保険金の日額の最高額を、失業保険法の規定による失業保険金額表における保険金日額の最高額を基準といたしまして、厚生大臣が社会保険審議会の意見を聞いて定めることにしようとするものであります。現行法では、失業保険金の日額は、被保険者の資格喪失前二カ月間の標準報酬日額を平均して得た額の六割とし、その額の最高は三百七十円を超えないことと規定されております。然るに最近の経済情勢の推移に鑑みずるに、その最高額を三百七十円とするのは実情に副わなくなつたものと思われまして、これを引き上げる必要が認められるに至りました。最高額を直接に法律によつてのみ改正する建前によりまして、国会の会期等の都合により早急に改正する措置を講ずることができない虞れがございます。そこで、陸上の労働者を対象とする失業保険におきましては、毎月勤労統計を基礎として労働大臣が失業保険金額表を改正し、平均給

与額の上昇又は低下に応じて保険金日額を定めることとされておりますので、この際、船員保険におきましては、失業保険金の日額の最高額につきまして、陸上の失業保険の失業保険金額表が改正された場合はその表における保険金日額の最高額を基準として、厚生大臣が社会保険審議会の意見を聞いて定めることとし、以て、被保険者の保護に遺憾なからしめることとしたのであります。

以上が、船員保険法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました理由でございますが、何卒、速かに、御審議の上、可決せられんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤森眞治君) この際、保険局長からこの内容の御説明を願います。

○政府委員(久下勝次君) お手許に法案が配布してあると存じますが、これに基づきまして御説明を申し上げます。

先ず最初に従来のこの制度の取扱ひ方について申し上げておきたいのでございますが、提案理由の御説明にありましたように、従来陸上の失業保険におきましては、失業保険金額表の第三十三条の九第二項但書に書いてある、陸上並みに保険日額を引上げるというよう

な措置がとられておつたのであります。本年の春に御審議を頂き御決定を頂きました船員保険法の改正におきましても、昨年六月に失業保険法の最高日額が三百七十円になりましたので、これにならしまして本年の春船員保険におきましては最高額を三百七十円にして頂いたのでございます。ところが、

船員保険の被保険者は失業いたしました場合に最高額が抑えられておりました。それが陸上の場合が上つてもこちらには上らないということで、甚だ労働者の保護にも欠ける点があつたのでございます。そこで今度具体的な金額をこの法律の中に規定することなく、行政庁の法律に基づいて厚生大臣が決定することによつて保険金日額の最高額が変更できるようにしたいというのがこの法律の改正でございます。即ち条文としては従来「但し三百七十円ヲ超ユルコトヲ得ズ」となつておりましたのを「但し厚生大臣が失業保険法ニ依ル失業保険金ノ最高日額ヲ基準トシ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キテ定ムル額ヲ超ユルコトヲ得ズ」、かようにしたいというのでございます。この場合の「失業保険金ノ最高日額ヲ基準トシ」という点につきましては、先ほど申し上げましたように、従来の慣例から推しても、船員の失業保険金の日額の最高額は陸上のものに一致せるといふ慣例であつたのでございます。一つには失業保険法と船員保険法という法律の体系が異なる事情もございまして、又実態的には陸上労働者と海上労働者との実情に差もないことはございませぬので、それらの点を考慮いたしまして、失業保険金の最高額が変更した場合には、それを基準として変更するという言葉にいたしましたのでござい

ます。併しながらいまだこの現在考えております運用の方針は、実質的に陸上の失業保険金の最高日額に合せまうにきめたいという考えでござい

ます。この点につきましては本法律案を御提案申し上げる前に、失業保険法の規定に基づいて社会保険審議会に附議いた

しました際にも、満場一致で御了承を得たのでござい

ましたのでござい

ます。もとより今申し上げました通り、陸上と海上とは労働情勢も違ふ点もござい

ますので、さうな場合に或いは若干の考慮を加える場合もあり得るというのを考えまして「基準」という言葉を使ひました次第でございます。

なお申述べましたが、この法律は陸上のほうに労働大臣の行政措置によりまして、工場労働者の平均賃金が二割以上上り、又は二割以上下りました場合に、その上つたか下つたかの率に応じまして保険金日額を変えて行くというような規定が法律にあるのでござ

います。その法律に基づきまして、本年の八月現在の工場労働者の賃金の統計を元といたしまして、丁度昨年の二月と比較しまして、即ち二月と申しますのはこの前の三百七十円に上げましたときでござい

ます。この二つの現在状況に比較いたしますと、本年の八月が二五・八割に相成りましたので、陸上の失業保険におきましては、八月現在を基にいたしまして、この十二月一日から最高額を四百六十円にいたしましたのでござい

ます。私どもの考えといたしましては、この法案の御決定を頂きましたならば、早速この規定に基づきまして社会保険審議会を開催を

しまして、一月一日から海上の労働者につきましても失業保険金日額の最高額を四百六十円にきめまうように、社会保険審議会に諮問する予定でござい

ます。その間にござい

ます。附則に「公布の日から施行する」ということになつておりますが、さうな行政措置がとられますまでの間の最高日額の決定につきましては、附則第三項に基づきま

して従来通り三百七十円を最高とするというふうにいたしましたのでござい

ます。かような措置をとりま

すことによりま

す。船員保険財政に及ぼす影響につ

きまして若干御説明を申し上げておきた

いと思つてござい

ます。船員保険法

の中に御承知の通り疾病給付、或いは

年金給付等の各種の保険給付があるの

でござい

ますが、そのうち失業保険関係に

ついてのみ申上げますと、この改正によ

りまして、つまり四百六十円に最高日額を

上げることに

よつて保険

財政に及ぼす

影響は五百三十四万円ほどの予定で

あります。失業保険の現在給付しております総額に

対しましては八・七割の増額に相成るので

ござい

ます。併しなが

らこれを収支の面

で申上げますと、保険料として本年

度中に二億六千三百万円増える予定で

ござい

ます。それに対

しまして三分

の一の国庫負担、八千三百七十五万円

でございますので、合計して失業保険部

門の収入は三億四千七百三十六万円

なる見込でござい

ます。これに対

しまして失業

保険金の支給額は、現在の見

通しでは本年度中に二億五千二百五十

万円で済む予定でござい

ますので、従

いまして失業

保険部門にお

きまして九

千六百一十一万円の剰余が生ずる予定で

ござい

ます。この剰余金は予算的に

も殆んど同額が予備費として予算に組

ま

れておりますので、かような引上を

いたしまして、船員保険財政に及ぼす

影響は心配がないものと考えてお

るの

でござい

ます。

なお御参考

に申上げますが、船員保

険の船員の失業状態

でござい

ますが、

昭和二十五年頃は非常に失業の

状態が

高うございまして、失業保険部門の赤字が生じて心配をいたしましたのでござい
ますが、二十六年も若干失業率が高
く、併したん、二十六年の夏頃から
非常に低下の状況を示しておりまし
て、現在では御承知のようにここ一カ
年ほどは大体千人に対して四十人一
人から五十四人くらいの只今失業率に
なつておるのでございまして、ここ一
カ年間くらい大体失業率が安定して参
つておるよう考へる次第でございま
す。かような情勢から見ましても、最
高日額の引上によりまして、将来とも
船員保険財政に及します影響は心配は
ないという見通しでございまして。

甚だ簡単でございましてけれども本
案の内容について関連をいたしました
ことを御説明申上げた次第でございま
す。

○委員長(藤森眞治君) 速記をやめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(藤森眞治君) 速記をつけ
て。それでは本日はこの程度で散会い
たします。

午後零時二十七分散会

十二月十七日本委員会に左の事件を付
託された。

一、船員保険法の一部を改正する法
律案(予備審査のための付託は十
二月十六日)

船員保険法の一部を改正する法
律

船員保険法(昭和十四年法律第七
十三号)の一部を次のように改正す
る。
第三十三条ノ九第二項但書を次の
ように改める。

但シ厚生大臣が失業保険法(昭和
二十二年法律第四十六号)ニ依
ル失業保険金ノ最高日額ヲ基準ト
シ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キテ
定ムル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律による改正後の第三十
三条ノ九第二項但書の規定によ
り、厚生大臣が失業保険金の最高
日額を定めるまでの間は、失業保
険金の額は、一日につき三百七十
円をこえることができない。

十二月十七日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律案(衆)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一
部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭
和二十七年法律第二百二十七号)の一
部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。
(在職期間、公務傷病等に関する
特例)

第四条の二 軍人軍属が、海外から
帰還し復員後遅滞なく帰郷する場
合に、その帰郷のための旅行中に
おいて、自己の責に帰すること
ができない事由により負傷し、又は
疾病にかかつたときは、この法律
の適用については、軍人軍属が在
職期間内に公務上負傷し、又は疾
病にかかつたものとみなす。

附 則
この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十七年四月一日から適用
する。